

簿（乙一三の一・二）に登載され、また、その測量に基づき国有林境界査定図（乙一二の一・二はその一部）及び国

有林査定全図（乙一一）が作成されている（なお、右査定簿及び査定図は、明治四〇年一月の青森大林区署庁舎の火災により正本が焼失したため、現存するものは佐井小林区署に保管されていた副本を謄写して復元したものである）。そして、本件境界査定処分は、右各民有地所有者等からの不服申立てがなく確定した。

右査定簿及び査定図によれば、本件係争地は石山国有林に含まれ、本件係争地の北東側及び東側、すなわち牛滝川の北東側及び石山沢の東側に該当する部分は大利家戸山国有林とされており、一三〇番土地（当時の同番一・二）は、本件係争地より北方の大利家戸山国有林の介在地とされている。そして、一三〇番土地の東側境界線には細い小川が記載（名称の記載なし）されており、牛滝川の上流のア